

～育児・介護休業法が改正されています！

改正育児・介護休業法に沿った規程の見直しは行われていますか？～

改正育児・介護休業法 オンライン説明会(ZOOM)

参加
無料



令和4年4月1日より、育児・介護休業法が段階的に改正されました。
産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の新設や、育休制度の個別周知・意向確認措置の義務化など、法に沿った対応を進めていただくため、福島労働局では福島働き方改革推進支援センターと共催でオンライン説明会(ZOOM)を開催いたします。

開催日程

第1回 **7/6(木)**
14:00～16:00

第2回 **7/14(金)**
14:00～16:00

対象・定員

企業の人事労務担当者、各回100名。
※先着順での予約受付となります。

<説明内容>
第1部(労働局)
・なぜ改正が必要なのか
・どのように改正されたのか
・どう対応すればよいか(就業規則・育介規程の見直し、環境整備・個別周知の取組例等)
第2部(センター)
・育児休業に関する助成金等の支援策

【参加申込方法】

①WEB申込

申込は原則WEBによる受付とします。

福島働き方改革推進支援センターHP(下記URLまたは二次元コード)よりお申込みください。

<https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukushima/>



働き方改革 福島 検索

②郵送・FAX申込

WEBでの申込が難しい場合は、下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、福島働き方改革推進支援センターまで郵送またはFAXによりお申込みください。

福島働き方改革推進支援センター(福島県社会保険労務士会)
〒960-8252 福島市御山字三本松19-3
TEL:0120-541-516 FAX:024-533-2380

改正育児・介護休業法 オンライン説明会 参加申込書

オンライン説明会 ※参加を希望する会に○をご記入ください。	第1回 7月 6日(木)
	第2回 7月14日(金)
事業所名	
所在地・電話番号	
ご担当者名	
メールアドレス	

【問い合わせ先】

厚生労働省 **福島労働局**

雇用環境・均等室 指導係

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
TEL:024-536-4609